

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕様書番号		
任期制隊員のライフプラン 集合訓練部外講師役務	第3号		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和7年 1月27日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊名	東北方面総監部人事部援護業務課	
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、陸上自衛隊東北方面総監部及び各地方協力本部が実施する任期制隊員のライフプラン集合訓練における講座について規定する。			
1.2 訓練の概要			
1.2.1 目的			
任期制隊員に対し、明確な自己分析に基づく自らの意志による人生設計を確立させるとともに、職業選択、資格取得等の能力開発の自助努力を促進する。			
1.2.2 受講者			
1 任期満了（入隊から2年経過）した隊員、前年度不参加者及び1年以上勤務した任期制隊員で特に部隊長が認めた者（基準）			
1.3 講座課目			
講座課目は、次による。			
a) ライフプランの概要 b) 自己分析 c) キャリア形成 d) 適性適職検査 e) ライフプラン表の作成 f) グループ討議			
1.4 講座課目配当時間			
別紙「講座課目表（基準）」とする。			
2 役務に関する要求			
2.1 講座の条件			
a) 契約相手方は、契約締結後、講座従事者（以下「講師」という。）及び官側との調整先を通知するとともに、講座の実施に関して講師に対し監督指導を実施するものとする。			
b) 契約相手方は、講座内容に基づき細部実施計画を作成し、官側の承認を得て講座を開始するものとする。			
c) 講師は、1名を基本とする。			
d) 講座課目に示すキャリア形成において、女性特有の状況及び課題について言及するものとする。			
e) 講師の移動及び宿泊等に関する費用は、契約相手方が全て負担するものとする。			
f) 講座の実施にあたり、必要な内容をすべて盛り込んだテキストを作成し、受講者に配布するものとする。			
g) 契約相手方は、講座実施に必要な器材等のうち、官側の準備する機器（プロジェクター一式、マイク等）以外は、全て負担するものとする。			

2.2 講師の条件

2.2.1 欠格条項

- a) 日本国籍を有しない者
- b) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受ける事がなくなるまでの者

2.2.2 必要条件

- a) キャリア・コンサルタント、キャリア・コンサルティング技能士または産業カウンセラーの資格を保有していること。
- b) 講師として3年以上の実務経験を有すること。
- c) 企業等において採用等の人事業務に従事した経験を有していること。
- d) 受講者の年齢層（概ね20代前半）を考慮すること。

2.2.3 共通事項

- a) 講座開始前までに、自衛隊の組織、制度等の把握に努めること。
- b) 課目に示す内容に関して講師経験を有すること。
- c) 受講者に興味を持たせ、かつ、容易に理解可能な講座を実施すること。
- d) 契約相手方は、履行開始前までに講座を担当する講師の氏名、保有資格情報及び講師が居住する市町村名を記載した名簿を提出するものとする。

2.3 履行期間及び履行場所

図1のとおりとする。

番号	履行期間	履行場所
1	2025年4月7日（月）～4月9日（水）	八戸駐屯地
2	2025年4月8日（火）～4月10日（木）	仙台駐屯地
3	2025年4月9日（水）～4月11日（金）	弘前駐屯地
4	2025年5月21日（水）～5月23日（金）	福島駐屯地
5	2025年4月14日（月）～4月16日（水）	秋田駐屯地
6	2025年4月15日（火）～4月17日（木）	神町駐屯地
7	2025年4月16日（水）～4月18日（金）	青森駐屯地
8	2025年4月22日（火）～4月24日（木）	仙台駐屯地
9	2025年5月14日（水）～5月16日（金）	岩手駐屯地
10	2025年5月19日（月）～5月30日（金）内3日	郡山駐屯地
11	2025年7月23日（水）～7月25日（金）	仙台駐屯地

図1-履行期間及び履行場所（予定）

2.4 受講予定者数

350名程度

（うち女性は、120名程度）

2.5 実施要領等

2.5.1 教育時間

別紙に示す時間を基準とし、概ね60分（休憩10分含む。）単位で実施する。

なお、12:00から13:00までの間は休憩とする。

2.5.2 実施要領

座学形式により講座を実施する。ただし、官側の都合によりオンライン形式での講座に要領を変更する場合は、契約相手方は官側担当者と実施要領の細部について調整の上、講座を実施するものとする。

履行期間の変更が発生した場合、契約相手方は官側担当者と履行期間について調整の上、講座を実施するものとする。

各課目で実施する細目は、別紙「講座課目表（基準）」に示すほか、細部は、契約相手方と官側担当者との調整による。

2.6 講座教育資料

2.6.1 教育資料の内容

- a) 講座で用いる教育資料は、具体的事例や図表・イラスト等の視覚的要素を用いて、受講者の理解を促進させるものであること。
- b) 統計資料を用いる場合は、最新の情報を使用すること。

2.6.2 適性適職検査

講座課目中、適性適職検査は、適性及び適職を判定できるものとし、必要な資料等は契約相手方が準備するものとする。また、検査の採点及び判定についても契約相手方が実施し、検査結果について回答するものとする。

2.6.3 事前提出、確認等

教育資料は、指定する期日までにデータ形式で事前に提出し、内容の確認を受けるものとする。

内容について、官側から修正等の指示を受けた場合は、すみやかに修正すること。

2.6.4 テキストの納入等

テキストは製本し、官側の指定する期日までに受講予定者数に応じた数量を納入すること。

3 監督及び検査

3.1 監督

講座の開始時及び終了時には、監督官の確認を受けるものとする。

3.2 検査

契約相手方は、監督官又は検査官が適宜に実施する教育実施状況の確認及び検査を受けるとともに、所要の調整等を受けた場合は、適切に対応するものとする。

4 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

5 その他

調整先は以下のとおり。

陸上自衛隊東北方面総監部人事部援護業務課再就職教育支援専門官

電話 022-231-1111（内線2448）

電子メール gl-place-nea@inet.gsdf.mod.go.jp

講座課目表（基準）

日 時		課 目	時間	細 目
第 1 日	1300～1700	官側担任課目		
第 2 日	0830～0930	ライフプランの概要	1h	ライフプランの意義及び重要性
	0930～1200	自己分析	2.5h	・自己能力分析の意義 ・キャリアの棚卸し
	1200～1300	休 憩		
	1300～1400	自己分析	1h	自己能力の認知
	1400～1600	キャリア形成	2h	・キャリア形成の意義及び重要性 ・キャリア形成における女性特有の特性及び課題
	1600～1700	適性適職検査	1h	・適性適職検査の実施 ・自己特性の認知
第 3 日	0830～1100	ライフプラン表の作成	2.5h	・ライフプラン作成上の留意点 ・ライフプラン表の作成
	1100～1200	グループ討議	1h	・講座に関係する議題について 討議 ・質疑応答
	1200～1300	休 憩		
	1300～1700	官側担任課目（予備含む。）		